

令和4年度 漁業共済制度の運営について

政策担当者へ聞く



水産庁漁政部漁業保険管理官

神田 宜宏

1. 漁業共済制度と農林漁業信用基金の漁業災害補償業務

漁業共済制度は、漁獲金額が減少した場合や養殖水産動植物が死亡、流出した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんすることにより、漁業の再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的として、昭和39年の漁業災害補償法制定により創設された制度です。漁業者の損害を国が直接救済するのではなく、漁業者の相互扶助の精神に基づき、保険の仕組みを活用する共済事業となっています。漁業共済への加入は年々増加してきており、令和2年度末における加入率は生産金額ベースで85%となっています。

国は、共済加入に当たって必要となる掛金負担について、漁業災害補償法に基づく法定補助及び漁業収入安定対策事業による追加掛金補助を行っています。これにより、平均的にみれば、漁業者の皆様の掛金負担を7割程度軽減することができます。

漁業共済においては、全国の各漁業共済組合が漁業者から共済契約を引き受けることにより地域における危険分散を担い、全国団体である全国漁業共済組合連合会（漁済連）が各漁業共済組合との間で再共済契約を引き受けることにより全国的な危険分散を図っています。さらに、異常災害など巨額の損失に対応するため、国が漁済連との間で保険契約を引き受ける仕組みとなっており、漁済連から国に支払われる毎年の保険料は、特別会計（食料安定供給特別会計における漁業共済保険勘定）において経理されています。

農林漁業信用基金は、漁業収入が減少した漁業者への共済金の円滑な支払を維持するため、各漁業共済組合及び漁済連に対して、共済金及び再共済金の支払財源となる資金の貸付を行う漁業災害補償関係業務を実施しております。漁業災害補償関係業務は、いわば漁業共済制度全体のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることとなります。

2. 漁業共済制度をめぐる近年の状況

国による漁業共済保険事業は、東日本大震災によって多くの共済金支払が発生したことにより、平成22年度に約137億円という多額の赤字収支となりましたが、平成23年度以降においては、漁業収入安定対策事業（積立ぶらす及び追加掛金補助）の創設による加

入率の向上等によって平成29年度まで黒字基調で推移してきました。

しかし、平成30年度以降は徐々に赤字収支（平成30年度4億円、令和元年度38億円）となり、令和2年度には主要魚種であるサケ、サンマ及びスルメイカの不漁に加え、新型コ

コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による外食需要の減退や魚価安などにより、更なる共済金の支払増が発生し、国からの保険金支払いに代えて、6年ぶりとなる漁業災害補償関係業務による農林漁業信用基金の漁済連への貸付が発生しました。

令和3年度においても不漁による漁獲金額の減少や新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、共済金の支払額は過去最高の402億円となり、令和3年度末時点で農林漁業信用基金の漁済連への貸付額も188億円となりました。

このような状況のなか、農林漁業信用基金では、漁業者への共済金の支払いが滞ることのないよう、漁済連に対する貸付限度額や貸付に必要な資金の借入限度額を引き上げるなど漁業共済制度の円滑な運営に御尽力頂いております。

漁業共済の共済金額と支払共済金の推移（平成13年度～令和2年度）



3. 令和4年度における漁業共済制度の運営について

令和4年度当初予算においては、漁業共済保険事業の保険金支払いの財源として、特別会計において令和3年度の47億円を大きく上回る174億円を計上しております。しかしながら、当該予算額は令和3年度末における農林漁業信用基金から漁済連への貸付額にも満たない水準であることから、保険料収入の大幅な増加が見込めない中で、漁業共済保険事業の運営は大変厳しい状況にあり、令和4年度においても引き続き漁業災害補償関係業務による貸付の継続をお願いせざるを得ません。

昨年度の後半においては、北海道における赤潮被害や沖縄県及び鹿児島県における軽石被害など特異的な漁業被害も発生しました。今年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響がどのように推移するか不透明な状況でありますし、また、国際情勢も予断を許さない状況が続いております。近年続いている主要魚種の不漁も改善の見込が立っている

とは言いがたい状況にあり、漁業経営をとりまく諸事情の動向を注視する必要があります。

本年3月25日に閣議決定された新たな水産基本計画においては、漁業共済制度について、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしていることが明記されており、今後、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、持続的かつ安定的な制度運営を確保することとされています。

令和4年度における漁業共済事業の運営にあたっては、新たな水産基本計画で示された方針に従って、漁業者の皆様が安心して漁業を継続して頂けるよう、事業の円滑な実施を確保しながら、併せて持続的かつ安定的な制度運営に向けて必要な検討を進めてまいりたいと考えております。